

# 国民健康保険の税率などを改定

国民健康保険は病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来に渡って安定的に運営していく必要があります。

## ■税率改定の基本的な考え方

高齢化が急速に進む中、医療技術の高度化などにより1人当たりの医療費は増加する一方で、国保加入者は年々減少し、保険税の収入は減少し続けています。また、埼玉県では、県内どこに住んでいても、同じ負担で同じ医療サービスが受けられるよう、令和8年度を目標に赤字を解消し、9年度を目標に保険税額の算定方法の統一を予定しています。市では、被保険者の負担の急激な上昇を抑制するため今回税率を改定し、今後は1年置きに税率や算定方法などの見直しを実施していきます。

## ■4年度からの新しい税率など

国民健康保険税は、国保加入者一人一人の所得などをもとに①医療分(病気やけがをしたときの財源となる保険税) ②支援金等分(後期高齢者医療制度を支えるための財源となる保険税) ③介護分(介護保険制度を支えるための財源となる保険税。40歳以上65歳未満の方が該当)をそれぞれ算出し、合計したものが世帯の保険税になります。なお、それぞれの税額は国で定めた賦課限度額までとなります。

区分		所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
①医療分	改定前	6.60%	20%	14,000円	10,000円	55万円
	改定後	6.49%	変更なし	16,700円	変更なし	63万円
②支援金等分	改定前	2.50%	—	8,000円	—	19万円
	改定後	2.43%	—	10,700円	—	変更なし
③介護分	改定前	1.30%	—	10,000円	—	16万円
	改定後	2.69%	—	12,700円	—	17万円

## ■未就学児に係る均等割軽減の開始

4年度分から、未就学児に係る均等割額が5割軽減されます。また、所得が一定以下の世帯に対する軽減制度(前年の所得合計額に応じて、均等割額と平等割額を軽減)が適用される場合、その軽減後の均等割額から5割軽減となります。なお、これらの軽減を受けるための申請は必要ありません。

## ■国民健康保険税などの減免制度を拡充

今回の税率改定に合わせて、生活保護法に基づく要保護の世帯と同等の方への国民健康保険税と一部負担金の減免適用基準を拡充しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活に困窮する方などへの減免制度もありますのでご相談ください。

## ■税額の通知

4年度の保険税額は、7月に郵送する「国民健康保険税納税通知書」でお知らせします。制度の詳細は、納税通知書と同封の「国民健康保険税の概要」をご覧ください。

※市公式ホームページで4年度の国民健康保険税額を試算することができます



問合せ 保険年金課へ内線1054